

今後のごみ減量化・リサイクルの取組等について

1. 次期計画における減量化・リサイクルの取組

<家庭ごみ有料化について>

- 家庭ごみ有料化については、「一般廃棄物（ごみ）の減量化の具体的手法について」（H20.9月 堺市廃棄物減量等推進審議会答申）において、その導入とあわせて、有料化を導入する場合のあり方とその運用方法、想定される問題及び市民周知のあり方について提言。

（「一般廃棄物（ごみ）の減量化の具体的手法について」概要）

【家庭ごみ有料化の意義】

- ・循環型社会構築のための環境施策の展開
ごみ減量化・資源化施策を推進するための経費の確保
- ・環境負荷に応じた費用負担の公平性
ごみの排出量に応じて処理費用の一部を直接負担する仕組み⇒受益者負担の公平性
- ・ごみに対する住民意識の高揚とライフスタイルの転換
市民のごみに対する意識の変革⇒消費行動を通じて製造事業者等に対してリサイクル可能製品を製造させる等のインセンティブ付与
- ・ごみの発生・排出抑制
市民に経済的なインセンティブを与えることで、結果としてごみの発生・排出抑制に効果⇒「各種減量化施策の実践が第一としながらも、有料化が牽引役となってそれら施策が推進され、相乗効果によって減量化が促進されることを期待して、有料化の導入を提言」

【市民周知】

「十分に時間をかけて、堺市の廃棄物行政がおかれている現況を先ず知ってもらったうえで、有料化の四つの意義や具体的な実施内容はもちろんのこと、今の堺市のごみ行政をどのように変えたいのか、どのように変わるのかを市民に分かりやすく説明し、十分な理解と協力を得るようにしなければならない。」

- 堺市としては、上記答申を踏まえ、社会経済情勢等を注視しつつ、慎重に検討を行ってきたが、現時点で家庭ごみ有料化の導入には至っておらず、家庭系ごみ排出量や清掃工場搬入量が第2次堺市一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成できない要因の1つとなっている。また、上記答申で意義として示された「受益者負担の公平化」や「ごみ減量化・資源化施策を推進するための経費の確保」などについても対応できていない。
- なお、仮に家庭ごみ有料化を導入する場合、市民理解を得るためには、上記答申で指摘のあったとおり、有料化ありきではなく、十分なごみ減量化施策と併せて導入することが必要。

<古紙類の回収について>

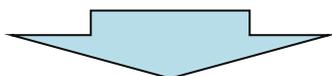
- 古紙類の回収について、現行計画において「全市域で分別排出を可能とするための回収システムの導入」が位置付けられているものの、導入には至っていない。
- 現在、市内カバー率の拡大に向けて、集団回収未実施地域解消の取組を進めているところ。
- ただし、集団回収未実施地域が解消しても、美原区とそれ以外の区との古紙排出方法（計画収集の実施・未実施）の格差は解消されず、将来的な古紙類の全市的な回収体制についても検討することが必要。特に、家庭ごみ有料化を導入する際には、古紙排出方法の格差について解消することが必須となる。

<これまでの審議会でもいただいたご意見>

- これまでの審議会において、減量化・リサイクルの具体的な施策内容についていただいたご意見は次のとおり

- ・堺市の特色として環境教育や啓発活動の促進を強化していくようなことを考えたかどうか。
- ・ごみ減量化推進員制度については、会議だけであまり効力を発してないのではないかと。ごみ減量について目標を定めるなど、推進員にどのような意識を持ってもらうかが重要。
- ・市民がごみ減量に協力しやすいのは「生きごみさん」。臭いの問題があるとの話であったが、最近、臭いが出ない方式があるというのを見た。親子・家族で取り組んでいけるように検討する必要があるのでは。
- ・若年層のごみの意識について、ホームページの充実とか大学生への働きかけではインパクトが弱い。地域と一緒に何かを仕掛けていくという具体的な考え方もしないと、ただ発信するだけでは見ていない。
- ・回収した資源物をどのようにリサイクルして、どんな品物に生まれ変わっているかということ、わかりやすく「見える化」すれば、分別意識も向上するのではないかと。

- ★ これらの状況や、これまでの審議会でもいただいたご意見を踏まえ、今後のごみ減量化・リサイクルの取組について、次の方向性で進めることが必要である。



- ・家庭ごみ有料化について、できる限り早期の導入を図ることが必要
- ・減量化・リサイクル施策については、現在実施している施策を継続的に実施するとともに、家庭ごみ有料化の導入と併せて、情報発信の強化や古紙排出方法の格差解消も含めた新たなごみ減量化・リサイクル施策を集中的に実施することが必要
- ・有料化の具体的内容については、過去の審議会答申を踏まえつつ、近隣自治体の状況や最近の社会経済情勢等も勘案して、適切に検討していくことが必要

【平成 27 年度に実施予定の取組】

- 小型家電について、国の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」を活用し、モデル事業としてボックス回収・イベント回収を実施する。
- ごみ排出量等の現状やごみ減量化・リサイクルの取組内容等について、広報さかい等を活用して集中的な情報発信を行う。

【家庭ごみ有料化の導入と併せて集中的に検討・実施する取組】

<ごみ減量化・リサイクルに係る情報発信の強化> (ごみ全般)

- 排出者意識の高揚に向けて、広報さかい等を活用したごみの排出・処理状況や減量化・リサイクルの取組に関する情報発信を強化する。
- ごみの出し方やリサイクルの情報について、重点的な啓発対象を検討し、より市民にわかりやすい情報提供及び啓発を進める。
- 事業系ごみの排出方法や収集制度、減量化・リサイクル手法等について、商工会議所等と連携した情報発信方策の検討を進める。

<家庭系生ごみの減量> (家庭系ごみ)

- 軽易かつ低廉な生ごみの減量方法である「生きごみさん」については継続的に取り組むとともに、ごみ減量化効果を高めるため、家庭用生ごみ処理機の補助制度の全市での実施を図ることとする。

<家庭系古紙類の回収強化> (家庭系ごみ)

- 集団回収について、現状の把握と分析を進め、未実施地域の解消に向けて取組を進めるとともに、家庭ごみ有料化導入と併せて、全市的な古紙類の分別排出・リサイクル体制の整備をめざすこととする。

<未分別ごみに対する指導強化> (家庭系ごみ)

- 生活ごみに資源物が混入している場合など、ごみの残置も含めた未分別ごみの排出者等に対する指導を強化する。

<ごみ減量化推進員制度の活性化> (家庭系ごみ)

- ごみ減量化推進員制度については、その課題や活性化方策等について早急に検討を行い、必要に応じて見直しを実施する。

<レジ袋削減の推進> (家庭系ごみ)

- レジ袋削減の協定締結など、市内のスーパーや小売店等によるレジ袋辞退者へのポイント付与制度やレジ袋有料化等の取組を促進し、全市的なレジ袋削減の推進を図る。

＜事業系古紙のリサイクル体制の構築＞（事業系ごみ）

- 事業系ごみの組成の中で大きな割合を占めると考えられ、更なるリサイクルの余地が残されている事業系古紙について、事業系古紙回収協力店制度の導入などリサイクルルートの構築を図るとともに、関係団体等との連携により、当該ルートへの誘導を図る。

＜事業系食品廃棄物の減量・リサイクル推進＞（事業系ごみ）

- 事業系ごみの組成の中で一定の割合を占めると考えられ、更なる減量化・リサイクルの余地が残されている食品廃棄物について、食品リサイクル法の趣旨や内容の普及啓発に努め、食品関連事業者の自主的・主体的な取組を促す。

【その他検討・実施する取組】

＜環境教育及び特に若年層に対する啓発の強化＞（家庭系ごみ）

- 本市の特色として、施設見学や出前講座等による環境教育のより一層の強化を図るとともに、SNS の活用やアプリの導入、大学等と連携した周知・啓発など、特に若年層に対する啓発強化に向けた検討を進める。

＜小型廃家電の最適な回収・リサイクル体制の確立＞（家庭系ごみ）

- 平成 27 年度に実施予定のボックス回収等のモデル事業における成果を踏まえ、家電量販店等が実施している独自回収との連携も実施しつつ、将来にわたる最適な小型廃家電の回収・リサイクル体制を確立する。

＜雑がみ回収の導入検討＞（家庭系ごみ）

- 他市においても取組が進められている雑がみ回収について、集団回収等における雑がみ回収の導入に向けて検討を進める。

＜リサイクル可能な事業系古紙の清掃工場搬入禁止＞（事業系ごみ）

- 事業系古紙のリサイクルルートへの誘導による効果を見極めながら、リサイクル可能な事業系古紙の清掃工場搬入禁止について検討を進める。

＜未分別ごみ排出者に対する罰則等の検討＞（家庭系ごみ）

- 未分別ごみ排出者に対する指導強化による効果等の検証を行い、将来的な未分別ごみの開封検査や排出者に対する罰則（過料徴収等）について検討を進める。

＜メタン発酵施設の導入検討＞（全般）

- 廃棄物系バイオマスの潜在エネルギーの利活用方策として、清掃工場の更新時期にあわせて、メタン発酵施設の導入可能性について検討を進める。

2. 今後のごみ処理施設体制について

<焼却施設の更新について>

- これまでの審議会においては、現状の清掃工場搬入量を踏まえた場合、老朽化している東工場第一工場が稼働停止した場合に処理できなくなる可能性が高いとして、早急に東工場第一工場の更新を進めるべきとのご意見をいただいているところ。

(これまでの審議会でもいただいたご意見)

- ・街中で清掃工場を新設する土地を確保するというのは不可能に近いと思うし、大和川から南の地区は、堺市が政令指定都市としてリーダーシップをとらなくてはならない市町村という立場であると思うので、早い時点から東工場第一工場の更新を推進していただいたほうが良い。
- ・東工場の更新というのが一つの選択肢としてあるならば、技術的には、おそらく南工場は建替えということになると思う。収集運搬コストの観点や、災害等の心配という点から、あまり1か所に集中しておくよりも、複数持つておくほうが安心という側面もあるので、色々な観点から考えていくほうがいいのではないかな。

- しかし、「1. 次期計画における減量化・リサイクルの取組」のとおり、今後ごみ減量化・リサイクル施策を集中的に実施し、かつ、十分な効果が得られた場合、次期目標年度における清掃工場搬入量は大きく減少することが予測される。この場合、東工場第一工場が稼働停止したとしても、当面の間、東工場第二工場及び臨海工場で安定的に処理していくことが可能となる。
- 一方で、太平洋沖の南海トラフ沿いで発生する「東南海・南海地震」の発生確率が今後30年で60～70%と言われているなど、いつ発生してもおかしくないこと等を踏まえると、災害時に備えて、焼却施設の分散配置を図るとともに、災害廃棄物処理を見据えた一定の余力を確保することが必要である。
- また、廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月31日閣議決定）においては、「大規模災害等に備え、広域圏で処理体制を築いておく必要がある」「市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべき」との考え方が示されており、南大阪地域の中核的役割を担うべき本市としては、将来的なごみ処理の広域化も視野に入れた中での判断が求められる。
- さらに、今後、平成24～25年度に基幹改良工事を実施した東工場第二工場と、平成25年度から稼働開始した臨海工場とが約20年後に同時に更新時期を迎えると想定されることから、次期計画期間における安定的なごみ処理体制の確保のみならず、長期的な視点からの安定的なごみ処理体制の確保も見据えた判断が求められる。

- ・ 焼却すべきごみ量の観点のみではなく、災害対応やごみ処理の広域化、長期的視点からの安定的なごみ処理体制の確保の観点も踏まえ、東工場第一工場に替わる新工場の整備を進めることが必要
- ・ 施設規模については、ごみ減量化の見通しを踏まえ、適切な規模にダウンサイジングを図ることにより、整備コストの縮減を図ることが必要

<将来的な清掃工場配置について>

- 堺市では、現在、クリーンセンター東工場（第一工場・第二工場）及び臨海工場においてごみの焼却（溶融）処理を行っており、南工場については平成 26 年 3 月末に休止している。
- このうち、「ごみ焼却場」として都市計画決定しているのは東工場及び南工場の 2 か所である。臨海工場については、建築基準法第 51 条ただし書き許可による暫定的な施設として、PFI 方式により建設し運営する施設であり、その契約期間は 20 年となっていることから、清掃工場用地として長期的に確保することはできない。

また、本市では市域の広範にわたり市街化が進んでいることから、新たな清掃工場用地の確保は困難である。

このような状況の中、仮に南工場の敷地を他用途に転用した場合、都市計画決定した清掃工場が東工場のみとなり、災害対応も含めた安全・安心なごみ処理体制を長期的に確保することが困難になると懸念される。



- ・クリーンセンター南工場については、今後も清掃工場用地であると明確に位置づけることが適当
- ・そのうえで、将来的な清掃工場配置として、現在のクリーンセンター東工場及び南工場の敷地内において順次施設更新を図っていくことで、長期的なごみの安全・安心な処理体制を構築することが必要